

令和3年8月24日

保護者 様

御前崎市教育委員会教育長  
学校組合教育委員会教育長

市内小中学校の夏季休業期間延長についてのお願い

このことについて、市内の感染状況を踏まえ、下記のとおり対応しますので、御理解と御協力をお願いします。

記

- 1 夏季休業期間  
令和3年8月29日（日）まで
- 2 児童生徒の休業中の生活等について
  - (1) 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための休業期間延長であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう御指導ください。
  - (2) 自宅では、規則正しい生活を心がけるとともに、学校から提示された課題や自主学習等を計画的におこなうようにご指導ください。なお、家庭学習等について困っていることや心配なことがある場合には、学校に相談してください。
  - (3) 家庭生活の中でも、感染リスクを低減するために、手洗いやうがいの徹底、消毒、換気、3密の回避など、各家庭でも御指導ください。
  - (4) 毎日、検温するなど、児童生徒の健康状態の把握をしてください。
  - (5) 家族が濃厚接触者としてPCR検査を受ける場合、児童生徒の登校は控えてください。また、家庭内でPCR検査を受けたり、濃厚接触者として認定された方がいたりする場合は、直ちに学校へ連絡してください。
  - (6) 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、「発熱等受診相談センター（050-5371-0561、050-5371-0562）」やかかりつけ医等の身近な医療機関に直接、電話相談し、医療機関を受診してください。万一、児童生徒や家族の感染が疑われる場合には、速やかに学校へ連絡してください。
  - (7) 休業期間中の部活動は行いません。

担 当 学校教育課  
電 話 0537-29-8734